

告示第12号

坂城町1か月児健康診査県外受診費助成金交付要綱を次のように定める。

令和 7年 3月26日

坂城町長

坂城町1か月児健康診査県外受診費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産婦の里帰り出産等の理由により県外の医療機関又は助産所（以下「県外医療機関等」という。）において受診した1か月児健康診査（以下「健康診査」という。）の費用の助成に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成対象者は、県外医療機関等における健康診査受診（以下「県外受診」という。）の際、現に町内に住所を有している者とする。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、県外受診に要した費用又は町が長野県医師会又は長野県助産師会と締結する健康診査に係る委託契約において定める健康診査料の額のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第4条 健康診査に係る助成金の交付を受けようとする者は、坂城町1か月児健康診査県外受診費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 未使用の1か月児健康診査受診票
- (2) 県外医療機関等が発行した領収書で、健康診査費用の額、受診日及び医療機関又は助産所の名称が記載されたもの
- (3) 母子健康手帳の写し又は県外医療機関等が発行した健康診査の結果
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、支給する場合は助成金の額を決定する。

2 町長は、前項の審査に際し、必要があると認めるときは、受診した医療機関等に申請の内容について確認することができる。

3 町長は、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定したときは、坂城町1か月児健康診査県外受診費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、坂城町1か月児健康診査県外受診費助成金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、助成決定者が指定する金融機関への口座振込みにより支給するものとする。

（返還）

第7条 町長は、虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対しては、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行の日以後に出生した対象者の健康診査について適用する。